

# 日本レディースバドミントン連盟規約

## 第1章 総 則

第1条 (名 称) 本会は、日本レディースバドミントン連盟（以下本連盟）と称する。

第2条 (組 織) 1. 本連盟は、各都道府県レディースバドミントン連盟の統括団体として各都道府県バドミントン協会を通じ、財団法人日本バドミントン協会（以下日本協会という）に加盟する。  
2. 本連盟は、日本協会が定めた九つの地区別をもって構成する。  
（北海道・東北・関東・北信越・東海・近畿・中国・四国・九州）

第3条 (事務局) 本連盟の事務局は、理事長所在地に置く。

## 第2章 目 的

第4条 (目 的) 本連盟は、バドミントンを通じて会員の親睦を図り、各競技会を開催するほか、特にレディース相互に於けるバドミンントンの普及に努めるとともに、研鑽を深め、併せてバドミンントンの発展に寄与することを目的とする。

## 第3章 事 業

第5条 (事 業) 本連盟は、前条の目的を達成するために下記の事業を行う。  
1. 各種競技会の開催  
2. 各種講習会の開催  
3. その他、本連盟の目的達成に必要な事業

## 第4章 加 盟

第6条 (加 盟) 1. 本連盟の趣旨に賛同する各都道府県を代表するレディースバドミントン団体が総会の同意を得て加盟することが出来る。  
2. 加盟後は各都道府県レディースバドミントン連盟（以下加盟団体という）と称する。

第7条 (会 員) 1. 会員とは、全国各地区のレディースで組織する、アマチュアバドミントンクラブ員とする。  
2. 加盟団体は年度当初に所定の様式により、別に定める会費を添えて所属するクラブの登録をしなければならない。  
3. 同一人が重複してクラブに登録してはならない。  
4. 本連盟が主催する大会に未登録者は参加出来ない。

## 第5章 役 員

第8条 (役 員) 本連盟に下記の役員を置く。  
1. 名誉会長 1名 2. 顧問 若干名 3. 参与 若干名 4. 会長 1名 5. 副会長 若干名  
6. 理事長 1名 7. 副理事長 若干名 8. 常任理事 若干名 9. 理事 若干名  
10. 評議員 各都道府県 各1名 11. 監事 2名

第9条 (任 務) 会長は、本連盟を代表する。  
副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはこれを代行する。  
理事長は、総会の議決に従い会務を執行する。  
副理事長は、理事長を補佐し、会務を執行する。  
常任理事は、理事長を補佐し、会務を分担する。  
理事は、会務を分掌し、特に担当地区の会務を執行する。  
監事は、会計を監査し、又会計事務の処理に関して適切な助言を与える。  
評議員は、それぞれ各都道府県を代表して総会に出席し、議案の審議及び議決をなす。  
顧問及び参与は、会長の諮問に応じ意見を具申する。

第10条 (役員を選出) 会長および副会長は会員中又は会員外の学識経験者の中より、総会において推たいする。  
理事は、各地区より推薦された理事候補者の中から選出し、総会で承認する。  
尚、会長が必要と認めた時は、理事会の議決を経て若干名を委嘱することができる。  
理事長、副理事長、および常任理事は理事の互選により選出し会長が委嘱する。  
顧問、参与および監事は総会に於いて選出し、会長が委嘱する。  
評議員は、加盟団体ごと会員の中より各1名を選出する。

第11条(任期) 役員の任期は二年とする。但し、再任は妨げない。欠員の補充のため選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第6章 会 議

第12条(会議) 本連盟の運営は下記の会議に従って行う。

1. 総会 2. 理事会 3. 常任理事会 4. 運営委員会

第13条(総会) 1. 定期総会は毎年1回、年度当初に開催する。また、会長は必要と認めた時に臨時総会を開催する事が出来る。  
2. 総会は会長が招集し議長となる。

第14条(総会の構成) 総会の構成員は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、理事、監事及び評議員とする。

第15条(総会の招集) 総会に於いて下記の諸項を審議又は議決する。

1. 事業報告及び決算 2. 事業計画及び予算  
3. 役員の選出 4. 規約の改廃  
5. そ の 他

第16条(総会の定数) 総会はその構成員の過半数の出席(委任状を含む)を以て成立する。

第17条(総会の議決) 総会の議決は、出席者の過半数の賛成により議決する。  
なお賛否同数の場合は議長の決するところによる。

第18条(理事会) 理事会は毎年定期総会に先立ち会長が招集し議長となる。  
また会長が必要と認めたときは臨時理事会を招集することが出来る。

第19条(理事会の構成) 理事会の構成員は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事及び理事とする。

第20条(常任理事会) 常任理事会は、理事長が必要に応じて招集する。

第21条(常任理事会の構成)

常任理事会の構成員は、理事長、副理事長及び常任理事とする。

## 第7章 賛 助 会 員

第22条(賛助会員) 本連盟に賛助会員をおくことができる。  
賛助会員規定は別に定める。

## 第8章 会 計

第23条(経費) 本連盟の経費は、負担金、登録費、寄付金その他をもってまかなう。

第24条(会費) 本連盟の負担金、登録費は、別途定める金額で年度当初までに納入しなければならない。

第24条(会計年度) 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第9章 規約の改廃

第26条(規約の改廃) 1. 本規約の改廃は、総会に於いて出席者の三分の二以上の賛成を必要とする。  
2. 本連盟の運営に必要な内規は理事会で定める。

第27条(規約発効) 本規約は、昭和58年8月24日より発効する。

(規約改正) 本規約は、昭和63年8月11日より発効する。

(規約改正) 本規約は、平成 3年7月25日より発効する。

(規約改正) 本規約は、平成 6年7月29日より発効する。

(規約改正) 本規約は、平成 7年8月25日より発効する。

(規約改正) 本規約は、平成10年5月 6日より発効する。

(規約改正) 本規約は、平成12年5月17日より発効する。

(規約改正) 本規約は、平成14年4月24日より発効する。

(規約改正) 本規約は、平成16年4月27日より発効する。

(規約改正) 本規約は、平成18年5月2日より発効する。